八号	港湾労働法第十三条第一号から第四号まで

とあるのは

第三十六条第一号	第六条第一号まで
次条	

から第八号

港湾労働法第十三条第一号から第四号まで	
次条並びに働き方改革推進法附則第八条第一項前段	

と、

第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号イ	この法律

この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）、港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）

とあるのは

第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号イ	この法律
第四十一条第一号ハ	第三十五条

この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）、港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）

第三十五条又は働き方改革推進法附則第八条第一項前段	

と、同表第四十八条第一項の項中「又は」とあるのは「、働き方改革推進法（附則第八条第一項前段の規定に限る。）又は」と、同表第四十九条第一項の項中「関する規定を除く。）」とあるのは「関する規定を除く。）又は働き方改革推進法（附則第八条第一項前段の規定に限る。）」と、同表第四十九条の三第一項の項及び第五十条及び第五十一条第一項の項中「規定を除く。）」とあるのは「規定を除く。）、働き方改革推進法（附則第八条第一項前段の規定に限る。）」と、同表中

第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条

第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条
第六十一条第四号	第三十五条

とあるのは

第三十六条

とする。

第三十五条又は働き方改革推進法附則第八条第一項前段

3　整備法附則第八条第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項前段の規定が適用される港湾派遣元事業主について準用する。

附　則

この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項及び第三項、第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項並びに第五条第三項の規定は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○経済産業省令第五十二号

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十九条第四号の規定に基づき、貿易保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

貿易保険法施行規則の一部を改正する省令

貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（経済産業大臣に通知する貿易保険又は再保険の引受け）	（経済産業大臣に通知する貿易保険又は再保険の引受け）
第四条　［略］	**第四条**　［略］
2　法第十六条第二項の経済産業省令で定める再保険の引受けは、株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）が引き受ける再保険の再保険金額が五百億円（再保険期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受けとする。	2　法第十六条第二項の経済産業省令で定める再保険の引受けは、会社が引き受ける再保険の再保険金額が五百億円（再保険期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受けとする。
（会社の事業計画の認可の申請）	（会社の事業計画の認可の申請）
第五条　会社は、法第十八条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。	**第五条**　株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、法第十八条前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
2　［略］	2　［略］
第十六条　［略］	**第十六条**　［略］
（余裕金の運用）	［新設］
第十七条　法第二十九条第四号の経済産業省令で定める方法は、外国政府及び国際機関の発行する有価証券であって外国通貨をもって表示されるものの取得とする。	**第十七条**　［略］
第十八条　［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年九月一日から施行する。